

## 「精神保健福祉法」の「保護者制度」について

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（以下「精神保健福祉法」）では、第 5 章 医療及び保護において、「保護者」を規定しています。（別添資料）

「保護者」には、資料にもある通り、治療を受けさせる義務、財産上の利益を保護する義務、医師に協力する義務など、数々の義務が規定されています。

しかも医師によって、精神疾患を有すると診断された人は、その症状の別なくすべての人に保護者が必要であるとしています。この規定の根底には、精神疾患を診断された人、あるいは精神障がい者には自己の財産を守ったり治療を受けたりする能力がないとする差別の考えがあります。またそれを社会制度が補うのではなく、専門家でない家族に「保護」をさせようというのです。そもそも素人の家族に、「治療を受けさせる」といったことを義務づけることに無理があり、治療を受ける意思がないが、治療を必要としている人には専門家や公的機関が関わって、専門的な立場から説得するなり、関わりを持つべきです。

とくに「医療保護入院」は、強制入院であるにも関わらず、「保護者」の同意を必要としています。家族にその権限があるでしょうか。明らかに専門家や公的な立場の責任の回避です。この医療保護入院によって、その後の家族、当事者間の関係が悪くなるということも少なからず起こっています。家族が当事者のためにすることは、家族の愛情から自らするものです。法律によって強制されるものではありません。

精神障がい者を差別し、家族に重い負担をかけている「保護者制度」は撤廃されなければなりません。障害者権利条約の批准の前に、この差別規定がなくなることを強く希望するものです。

## 第五章 医療及び保護

## 第一節 保護者

(保護者)

第二十条 精神障害者については、その後見人又は保佐人、配偶者、親権を行う者及び扶養義務者が保護者となる。ただし、次の各号のいずれかに該当する者は保護者とならない。

- 一 行方の知れない者
- 二 当該精神障害者に対して訴訟をしている者、又はした者並びにその配偶者及び直系血族
- 三 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
- 四 破産者
- 五 成年被後見人又は被保佐人

2 保護者が数人ある場合においては、その義務を行うべき順位は、次のとおりとする。ただし、本人の保護のため特に必要があると認める場合には、後見人又は保佐人以外の者について家庭裁判所は利害関係人の申立てによりその順位を変更することができる。

- 一 後見人又は保佐人
- 二 配偶者
- 三 親権を行う者
- 四 前二号の者以外の扶養義務者のうちから家庭裁判所が選任した者<sup>①</sup>
- 三 前項ただし書の規定による順位の變更及び同項第四号の規定による選任は家事審判法（昭和二十二年法律第百五十二号）の適用については、同法第九条第一項甲類に掲げる事項とみなす。<sup>②</sup>

〔要旨〕

本条は、精神障害者の保護者となり得る者及びその順位に関する規定である。

「保護者」は、精神障害者に必要な医療を受けさせ、財産上の保護を行うなど、患者の生活行動一般における保護の任に当たらせるために、精神保健福祉法に特別に設けられた制度である。患者の医療保護を十分に行おうとする要請と、患者の人権を十分に尊重しようとする要請との間にあって、重要な意味を持つ制度であり、本法では、① 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に治療を受けさせること（第二十二條第一項）

- ② 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者の財産上の利益を保護すること（第二十二條第一項）
- ③ 精神障害者の診断が正しく行われるように医師に協力すること（第二十二條第二項）
- ④ 任意入院者及び通院患者を除く精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと（第二十二條第三項）
- ⑤ 回復した措置入院者等を引き取ること（第四十一條）
- ⑥ 医療保護入院の同意をすることができること（第三十三條第一項）
- ⑦ 退院請求等の請求をすることができること（第三十八條の四）

という役割が規定されている。

「保護者」の制度は、その精神障害者が自傷他害の病状にあるか否かを問わず、また、精神科病院への入院を要すべき状態であるか否かを問わず、一般的にその精神障害者について適切な医療保護等を保障しようとするものであり、医師によって精神疾患を有する旨が診断されたときは、法の規定に従って、後見人又は保佐人、配偶者、親権者、扶養義務者が、法の定める順位に従って、保護者となる。なお、これらの者がいない場合（扶養義務者が数人いる場合の家庭裁判所による保護者選任手続が行われていない場合を含む。）や、保護者がその義務を履行できないときは、法第二十一條の規定により、市町村長が保護者となる。

「保護者」の制度は、精神障害者がその疾病の特性から病識を欠き医療を受ける機会を逸すること等があるため、その人権を尊重し利益を擁護する観点から、身近にあつて精神障害者に対して適切な医療と保護の機会を提供する役割を果たす者を配することが必要であるという考え方により設けられている。この制度については、精神障害者の家族の高齢化等により、従来の家族の役割を期待することが困難になってきているなどとして、保護者のかなりの部分を担う扶養義務者の保護者としての負担が過大であるとの指摘、また、精神障害者本人と保護者の利害が対立し

平成十二年改正においては、①第三十三條に規定する保護の対象から任意入院者及び通院患者を除外し、精神障害者の自己決定権限を尊重する趣旨から、自らの意思で医療を受けている者については、保護者の保護の対象としないこととした。また、②第二十二條に規定する保護者の義務のうち自傷他害防止監督義務を削除し、保護者に対しては、症状が悪化した精神障害者について医療保護入院の同意を行う等により適切に治療を受けさせる義務が課されるにとどまることとした。さらに、③第二十條に規定する保護者となることができる範囲に民法における成年後見制度の保佐人を加えることとした。

なお、この制度は、平成五年改正以前は「保護義務者」という名称であったが、保護義務者の義務とされているものについても、行政上の命令や罰則はなく、あえてその義務の側面を強調する必要がないため、平成五年改正で「保護者」という名称に改められた。

#### 〔解 釈〕

- [1] 「後見人」とは、未成年者又は精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者の日常生活に関する行為を除く全行為について取消権及び全行為についての代理権を有し、これらの者の保護の任に当たる者である。未成年者の保護の任に当たるものを「未成年後見人」といい、精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く常況に在る者の保護の任に当たる者を「成年後見人」という（民法第七條、第八條、第九條、第百十一條、第百二十條、第八百二十八條、第八百二十九條、第八百四十條、第八百四十三條）。

- [2] 「保佐人」とは、精神上の障害により判断能力が著しく不十分な者の民法第十三條第一項に規定する行為についての同意権及び取消権並びに当事者が申立てにより選択した特定法律行為の代理権を有し、これらの者の保護の任に当たる者である（民法第十一條、第十二條、第十三條、第百二十條、第八百七十六條の二、第八百七十